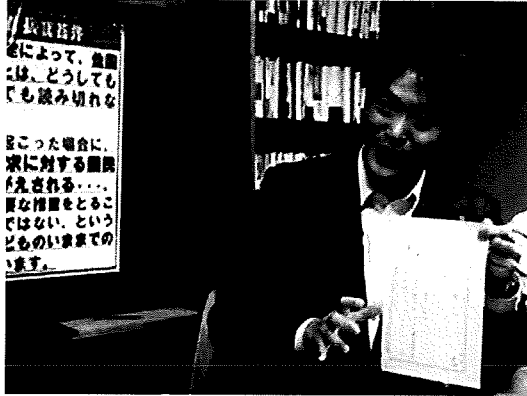


## ■はじめに



インディペンデント・ウェブ・ジャーナル（略称：IWJ）での筆者対談風景（2015年5月21日）

今、国民の皆さまの憲法が奪われようとしています。

しかも、真相さえ知っていただければ、中学生や高校生にも分かるような不正によって。

今すぐに、国民の皆さまにこの「解釈改憲のからくり」をお伝えしたい。なぜ、集団的自衛権行使は「憲法違反」なのか、分かりやすくご説明したい。

憲法が初めての方にも、年配の方、若い方にも、小さな主権者であるお子さんの未来を心配する親御さまにも、全ての国民の皆さまにお届けしたい。

なぜなら、憲法は安倍総理のものでも、与党議員のものでもありません。憲法は、主権者である国民の皆さまだけのものだからです。

国民の皆さまが知らない間に、理解できない間に、納得できないままに、安倍総理の独断や与党の数の力で、憲法改正の国民投票も無く、憲法を壊す法律を制定することが許されるわけではないのです。

そもそも、憲法9条とは何か。私たちの憲法の平和主義とは何か。

安保法制による集団的自衛権行使とはどのようなものか。

安倍総理の唱える積極的平和主義とは何なのか。

安倍総理の主張するような危機が本当にあるのか。

米軍のイージス艦を防護しなければ日米同盟が本当に壊れてしまうのか。

これまでのように専守防衛で、国民の皆さまと国益を守ることはできないのか。

このような国民の皆さんが、疑問に思っていることを分かりやすく、解きほぐしてご説明します。

安保法制と集団的自衛権行使に対して、反対の方も、賛成の方も、よく分

集団的自衛権の行使容認は、限定的と称するものを含めて、従来の政府見解とは相入れないものであって、これを内容とする今回の法案部分は、憲法九条に違反し、速やかに撤回されるべきものである

宮崎礼壹 法政大学法科大学院教授（元内閣法制局長官）  
（衆議院平和安全法制特別委員会 平成 27 年 6 月 22 日）

憲法違反のことをいくら議論しても憲法違反なんだよ！

奥田愛基さん（SEALDs「自由と民主主義のための学生緊急行動」）  
（渋谷 2015 年 6 月 27 日）

からないという方も、すべての方にご説明をしたいと思います。

私は、霞ヶ関の官僚として12年間、国会議員として5年間、憲法と法律を扱う仕事をしてきました。

憲法を頂点とする法の解釈は、総理大臣といえども、好き勝手に変えることは許されない。

なぜなら、日本は、権力者が治める国ではなく、法が治める国のはずだから。その法の頂点にあるのが最高法規、国民の皆さまの憲法なのです。

国会は国民の皆さまを代表する機関であり、国権の最高機関です。そして憲法改正案を発議できる唯一の機関です。

戦後一貫して、国会が歴代の政府を監督し、確立してきた憲法9条の解釈。それは、国民の皆さまの解釈なのです。

これが、一時の権力によって破られることがあれば、憲法が憲法で無くなってしまう。

つまり、日本は法治国家でなくなってしまいます。

そして、民主主義の国でもなくなってしまいますのです。

平和主義、専守防衛という日本の国のかたちも変わります。

まったく別の国になるのです。

そして、それは、私たち日本国民が、いつの間にか、気付かない間に、全く別の価値観をもった存在になり、これまで歩んできた平和国家としての70年の歴史とはかけ離れた人生を送らされることを意味します。

国民の皆さまの手に憲法を取り戻す。平和主義と専守防衛の力を確認する。それが、本書の目的です。

7月24日、参議院本会議で安保法制の審議が始まりました。

私もそのために設置された特別委員会（本書では、敢えて「平和安全法制特別委員会」とは呼びません。）の委員となりました。

全力でこの安保法制を廃案にするため仲間の国会議員とともに闘います。

しかし、7月16日には、衆議院本会議で強行採決されています。

安倍総理と与党は、もし、参議院で採決ができなくても、「60日ルール」によって、9月14日以降に衆議院で再可決すれば、法律を成立させることができます。

もはや、参議院議員の力だけでは、安保法制を止めることはできないのです。

どうか、一人でも多くの国民の皆さまに本書を手にとっていただきたい。

そして、ご家族で、ご友人で、いろんなお仲間で、まったく初めての方とも、私たちの平和憲法と日本の安全保障を議論していただきたい。

そして、主権者として声を上げ、行動していただきたい。

国民の皆さまとともに、私たち国会議員が全力で闘わせていただきたい。安倍総理から皆さまの憲法を取り戻すために。

国民の皆さまの憲法が奪われてしまう前に。

そして、主権者でなくなってしまう前に。

それが、主権者の皆さまが国会議員に課した憲法遵守擁護義務（第99条）を全力で果たすべく、本書を書いた一議員としての心からの願いです。

2015年7月28日  
特別委員会初日の議員会館にて  
参議院議員 小西洋之